

JDSF 認定サークルに関する内規

本内規は、奈良県ダンススポーツ連盟に所属する JDSF 認定サークル（以下、「認定サークル」と呼ぶ）について定める。

（サークルの認定）

第 1 条 認定を希望するサークルが、奈良県ダンススポーツ連盟会長宛に「認定申請書」を提出し、奈良県ダンススポーツ連盟の理事会（以下「理事会」と呼ぶ）にて承認されることにより、認定される。

2 前項により認定されたサークルは、JDSF 総合サービス管理システムにてサークル登録され、サークルコードが付与される。

（認定サークルの条件）

第 2 条 認定サークルの必要条件は次の通り。

- ① サークルの代表者が JDSF 会員であること。
- ② 毎年度初めに、年度報告書(会員名簿を含む)を理事会に提出すること。

（認定サークル助成金）

第 3 条 4 月 1 日時点の、JDSF 会員登録の所属が当該認定サークルである会員数×500 円の認定サークル助成金が、奈良県ダンススポーツ連盟より当該認定サークルに支給される。

（改廃）

第 4 条 本内規は、理事会に於いて、出席理事の過半数の賛成により、改正もしくは廃止をすることが出来る。

（実施）

第 5 条 本内規は、2026 年 4 月 1 日より適用する。